

尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が、我が国固有の領土であることは1895年の「領有宣言」以来、多くの史実を重ね、国際的にも広く理解を得ているところです。

しかし、最近、中国は不当かつ強硬に領有権を主張しています。それに対し、国は東京都の購入計画の表明を受け、積極的に尖閣諸島の土地を地主から購入を進め、これを実現しました。

それを受け、中国はさらに態度を硬化し、「反日デモ」「邦人被害」「日中国交正常化40周年記念行事中止」など憂慮すべき事態が続発しています。

この過剰ともいえる反応は、断固として看過することができない問題です。

国は多くの良識ある世論に従い、尖閣諸島にさらなる責任を担い、不断の決意を持って実効支配を有効に推進し、「現地施設建設」「船だまり建設」など、具体策を実現すること、さらには、世界に向けて「尖閣諸島は日本の領土」であることを名実ともに宣言することが急務であると考えます。

また、国民が尖閣諸島を巡る歴史的事実と国際的な理解を共有し、大切な領土問題に対して、教育機関を含め、正しい認識・知識を得られる機会・環境をつくることも極めて重要であると考えます。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、尖閣諸島の恒久的安定を維持し、国益を保全するため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 我が国の領土・主権を堅守することを国内外に明確に示し、領海・領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。
- 2 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興するための法整備を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年10月26日

江戸川区議会議長 島村和成

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官 あて